

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1176））

2. 日時：平成30年8月6日 13時30分～19時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

中川上席安全審査官、正岡主任安全審査官、秋本安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：東海第二発電所 工認チーム 課長 他10名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当

他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、7月31日及び8月1日の提出資料に基づき、設置許可との整合性に関する説明書、要目表（代替燃料プール注水系、耐圧強化ベント系、中央制御待避室（換気系）、第二弁操作室（換気系））等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【要目表】（代替燃料プール注水系、耐圧強化ベント系、中央制御待避室（換気系）、第二弁操作室（換気系））

○ 可搬型のホースを保管する場所について、機器の配置を明示した図面に明示すること。

【各種手続き（電気事業法等）関係】

○ 新規制基準適合性のための工事計画のうち、電気事業法の手続きが必要な工事について整理して提示すること。

○ 新規制基準施行前の工事計画のうち使用前検査が終了していない工事計画について、今回の工事計画認可申請書での取扱いを整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・工事計画届出書

- ・コメント回答【V-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係るコメント回答資料】
- ・V-1-3-2 燃料取扱設備，新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書
- ・V-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・V-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書
- ・V-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書
- ・工事計画に係る補足説明資料 補足-180-1【燃料取扱設備，新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書に係る補足説明資料】
- ・工事計画に係る補足説明資料 補足-180-2【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・工事計画に係る補足説明資料 補足-180-3【使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・工事計画に係る補足説明資料 補足-180-4【使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書に係る補足説明資料】